

令和2年12月24日

第6回村上市農業委員会会議録

第6回村上市農業委員会定例会を令和2年12月24日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
7番	佐藤昌夫	8番	遠山久夫
9番	本間サヨ子	10番	稲葉浩之
11番	斎藤博	12番	加藤孝平
13番	齋藤文夫	14番	石山章
15番	佐藤裕介	17番	大倉毅
18番	大野章	19番	村山美恵子
20番	富樫与志栄		

1. 欠席委員は次のとおりである。

16番 船山寛

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川良和
事務局次長	大西恵子
事務局副参事	小田雄介
事務局係長	園部和枝

1. 午後1時32分 事務局長(小川良和君) それでは、皆様、ごめんください。定刻になりましたので、ただいまから第6回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。議席番号16番、船山委員、別会議のため欠席する旨の報告が来ております。よって、出席委員19名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、

本日の総会は成立いたします。

また、本日は現地確認の報告ということで、推進委員の議席番号2番、近藤委員と同じく推進委員議席番号11番、木村委員が出席しておりますので、併せてご報告いたします。

また、本日もご案内もさせていただいておりましたが、協議連絡事項の中で農業会議の業務推進検討会を開催する予定としております。そちらのほうに説明ということで、新潟県農業会議の堀事務局長さんが参加しておりますので、併せてご報告申し上げます。

初めに、会長よりご挨拶のほうお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議席番号10番、稲葉委員、議席番号11番、斎藤博委員の両方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局から報告してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、今回の案件は2件となっております。

初めに、番号1番、申請人、埼玉県朝霞市仲町\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、早稲田字クネノ内\_\_番\_\_、面積112平米ほか2筆、合計3筆、合計面積478平米、申請の事由としまして、申請地は約50年前に家が建てられ、現在は宅地化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号2番、申請人、村上市勝木\_\_番地\_\_、\_\_\_\_\_、土地の表示、勝木字手洗\_\_番\_\_、面積77平米、申請事由として、申請地は20年以上前から耕作しておらず、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、場所の説明をします。2ページ、番号1番につきましては、朝日地区の早稲田集落内、地図南北に国道7号線が走っておりまして、ちょうど中央付近に太く囲んだ3筆が今回の申請場所となっております。

次に、番号2番について、山北地内の勝木集落内です。地図中央付近、南北にJR羽越線勝木駅がありまして、その下方向に小さく囲んだ場所が今回の申請地となっております。

場所の説明は以上です。

- 議長（石山 章君） ただいまの報告についてご質問等ありましたらお願いいたします。
- 1 番、阿部委員。
- 1 番（阿部正一君） 1 番、阿部ですが、ちょっとお聞きしたいのですが、この地番 3 筆の中、ここが家建っているということでしょう。
- 事務局次長（大西恵子君） この 3 筆に、はい。
- 1 番（阿部正一君） 宅地化されているとなっているけども、ここに家建っているということですね。
- 事務局次長（大西恵子君） そうです。
- 1 番（阿部正一君） そうすれば、50年間無断転用していたということですね。
- 事務局次長（大西恵子君） 一応エクセルデータ、私どものほうの台帳等を確認、調べさせていただきましたところ、そういった転用の事実がないということを確認していました。
- 1 番（阿部正一君） だから、50年間無断転用であったということですね。
- 事務局次長（大西恵子君） そういうことになります。
- 1 番（阿部正一君） なぜこういうのが農地パトロールとか、そういうことで見つけられないのか。問題だと思うよ。50年間ですよ。何のために農地パトロールしているのかということになるわけですから、こういうことで事実確認願をやってオーケーになれば、転用しなくてもいいのだということになりますよ。これからよく考えてしたほうが、恐らくこれは始末書も何もついていないでしょう。転用ではないから。
- 事務局次長（大西恵子君） はい、特に出しておりません。
- 1 番（阿部正一君） ということだけ言っておきます。
- 事務局次長（大西恵子君） はい。
- 議長（石山 章君） 13番、齋藤委員。
- 13番（齋藤文夫君） 13番、齋藤です。さきの阿部委員の質問と同じようなことを考えておりましたけども、向こうがちょっと早く手挙げましたので。
- それで、この人こっちに住んでいるのですか。
- 事務局次長（大西恵子君） この申請人の方は、現在は今申請の住所のところに書いてあるとおり埼玉県のほうに住んでいる方で、本人に聞いたところ、40年頃の建物で、平成19年頃まではおばあちゃんに当たる方が住んでいて、現在は空き家になっているところです。
- 13番（齋藤文夫君） じゃ、空き家ですか。
- 事務局次長（大西恵子君） 今回空き家バンクの登録の話を受けての中での申請になっております。
- 13番（齋藤文夫君） 分かりました。
- 議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。
- (発言する者なし)
- 議長（石山 章君） ないようでありますので、報告事項は終わりにいたしまして、議題に入ります。

す。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、4ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。今月は全部で10案件、農業者年金受給に関する使用貸借が3件、所有権移転の案件が5件、さらに所有権移転で交換の案件が2件となります。

それでは、番号1番、貸人、村上市指合\_\_番地、\_\_\_\_、借人、村上市指合\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、指合字中村\_\_番、現況地目、田、地積130平米ほか9筆、田の合計が13,467平米、指合字中村\_\_番、地目、畑、地積168平米ほか6筆、畑の合計面積が2,936平米でございます。契約の種別、使用貸借、期間10年間、賃料、無償、再設定でございます。

番号2番、3番についても同じく農業者年金受給に関する使用貸借の再設定となります。

続きまして、番号4番、所有権の移転、売買の案件になります。譲渡人、新潟市東区小金台\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、譲受人、村上市小川\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、下中島字堰南\_\_番\_\_、現況地目、畑、地積238平米、契約の種別、所有権移転、売買、対価\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円でございます。

続きまして、番号5番、譲渡人、大須戸\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、大須戸\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、大須戸字上ノ平\_\_番\_\_、現況地目、田、地積809平米ほか2筆、合わせて2,811平米でございます。契約の種別、所有権の移転、売買、対価\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円でございます。

ページめくっていただきまして、番号6番、譲渡人、大須戸\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、大須戸\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、番号5番の方と同一の方でございます。土地の表示、大須戸字上ノ平\_\_番\_\_1、現況地目、田、地積909平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円でございます。

番号7番、譲渡人、横浜市都筑区東山田町\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市下大蔵\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、立島字宮田\_\_番\_\_、現況地目、田、地積1,341平米ほか1筆、合計2,759平米でございます。契約の種別、所有権の移転、売買、対価\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円でございます。

続きまして、番号8番、9番については所有権の移転で、交換の案件でございます。

番号8番、譲渡人、宿田\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、平林\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、宿田字平瀬\_\_番\_\_、現況地目、田、地積3,030平米、契約の種別、所有権の移転、交換、譲渡人が4分の1の持分がございます。

番号9番、譲渡人、平林\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、宿田\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、宿田字藤木\_\_番\_\_、現況の地目、畑、地積39平米ほか3筆、合わせて770平米でございます。

めくっていただきまして、番号10番、譲渡人、小国町\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、譲受人、新潟市秋葉

区大関\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、中原字中原野\_\_番\_\_、現況の地目、畑、地積2,786平米  
ほか6筆、合計12,938平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価\_\_\_\_\_円、10アール当たり  
\_\_\_\_\_円でございます。

それでは、場所の説明をいたします。10ページを御覧ください。10ページが番号4番の案件になり  
ますが、ページ右側の太く囲った場所が該当の筆になります。

続きまして、右側、11ページ御覧ください。これが番号5番と6番の案件になります。中央右側、  
太く囲った場所となります。

めくっていただきまして、12ページ、こちらが太く囲ったところが番号7番の該当の箇所になり  
ます。

続きまして、13ページ、こちらが番号8番と9番の交換の案件の場所になります。

まためくっていただきまして、14ページ、こちらが番号10番の該当の箇所になります。

以上で場所の説明を終わります。

説明した10件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを  
満たしていると考えます。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） 質疑の前に、局長から補足説明があるそうですので。

局長。

○事務局長（小川良和君） それでは、今ほど説明のありました農地法第3条の案件のうち番号10番、  
譲渡人が\_\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_\_さんの案件についてですけども、こちらの案件につきましては  
8月に行われました朝日地区の農地パトロールの際指摘のあった農地で、その後、所有者でありま  
す\_\_\_\_さんに対応についてこちらからいろいろ指導、確認させていただいてきた案件でございます。  
その結果、今回譲り渡しをするということでの案件になりますが、譲受けをされる\_\_\_\_さん、住  
所見ていただくと分かるとおりに新潟市秋葉区にお住まいの方で、耕作面積が60アール強の面積しか  
申請上になっていなかったものですから、今回1ヘクタール以上の農地を譲り受けて、荒廃農地を再  
生しながらできるのかという疑義が生じたということで、今月の17日に、朝日地区の農業委員さん、  
推進委員さんで\_\_\_\_さんに対するヒアリングを実施させていただきました。当日いろいろ農業委  
員さん、推進委員さんのほうから質問していただきまして、ちょっと疑問に思う点等々の確認をし  
た中で、最終的にはまず十分耕作できる方というふうな判断を朝日地区の農業委員さん、推進委員  
さんの中ではしていただいたという状況になっておりますので、併せて報告させていただきます。

○議長（石山 章君） それでは、議案第1号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

8番、遠山委員。

○8番（遠山久夫君） 8番、遠山です。うちの集落の案件になるのですが、8番、\_\_\_\_\_さんと\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_さんの件ですが、平瀬の3,030平米を交換、移転ということで、\_\_\_\_\_さんとの交換は成り立  
っていますが、\_\_\_\_\_さん、これ2分の1の所有者の一人ですが、こちら辺についてはどう  
いう対応されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（石山 章君） 事務局。

○事務局副参事（小田雄介君） 私もこの交換のやり方につきまして、持分の案件、ちょっと私も対応するのが初めてでしたので、ちょっと県のほうにもやり方のほうを確認させていただきました。現在こういった持分の案件については、その\_\_\_\_\_さん、実際はお亡くなりになっていらっしゃるかもしれませんが、該当者はあくまでも譲渡人の\_\_\_\_\_、譲受人が\_\_\_\_\_、これで3条申請をしていただければ、あとはこちらの農業委員会のほうで、申請いただければ審議していただいて、許可は出せますということでしたので、このような対応させてもらっています。

（何事か声あり）

○事務局副参事（小田雄介君） そうです。共有名義のうち\_\_\_\_\_さんの分だけが変わるような形になります。

○8番（遠山久夫君） \_\_\_\_\_さんという方は亡くなられている。これは事実なのですが、その後継者として\_\_\_\_\_さんという後継人がいるわけなのですが、その方が名義を変えていないということが原因だと思うのですが、了解をした中でこれ話は進んでいるわけですか。

○事務局副参事（小田雄介君） あくまでこちらにつきましては持分を持っていらっしゃる\_\_\_\_\_さんのみの申請でございます。なので、そのほかの持分の方の同意が要るかといったら、そうではないということでございます。

○8番（遠山久夫君） 同意は、確かに文面的な必要はないかと思うのですが、心情的に例えば同じ田んぼの、これは区分けされていない1枚の田んぼなんですね。耕作されているのがどなたかちょっと、今\_\_\_\_\_さんが売買して買った土地だったわけですから、その関係で\_\_\_\_\_さんが納得した中でこの契約というか、この話進んでいるのかどうか、そこを確認したかったのですが。

○議長（石山 章君） 局長から答弁させます。

○事務局長（小川良和君） こちらの案件については、まず1点が昨年、もう4分の1について昨年\_\_\_\_\_さんが売買で一応購入されてというふうな格好になっている農地ではあります。今遠山委員からの\_\_\_\_\_さんの相続代理人の\_\_\_\_\_さんが承知しているのかということについては、うちのほうはそこまではちょっと確認取れていなくて、今回については行政書士の方が間に入って、委任事務というふうなことで、申請されてきた案件だったものですから、そこまで正直ちょっと確認取れておりませんでした。

○8番（遠山久夫君） 分かりました。地元、本当の元、地元宿田ですので、全然分からなかった案件だったものですから、話が分からなかったので、質問させていただきました。ありがとうございます。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ほかにないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長(大西恵子君) それでは、15ページ、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。今回は、関係者3名による1件の一時転用による申請となっております。

初めに、番号1番、貸人、村上市中新保\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、借人、村上市里本庄\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、中新保石郡田\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも田、地積2,700平米ほか1筆、合計3,688平米、転用の目的、砂利採取、契約の種別、賃借権の設定、農地区分として第1種農地、備考としまして、一時転用によるもので、利用期間が令和3年3月1日から令和4年4月30日までとなっております。関係者が3名による全体面積9,440平米となっております。

番号2番が関係者3名のうちのお二人目で、貸人が村上市中新保\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、借人は1番と同じとなっております。土地の表示が中新保石郡田\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも田の地積が2,883平米です。

最後に、番号3番、貸人、3人のうちの3人目となっております。村上市新屋\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、借人は先ほどの番号1番、2番と同じになります。土地の表示、新屋字新田\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも田、地積137平米ほか1筆、合計2筆、2,869平米となっております。

場所の説明をいたします。17ページです。朝日地区の中新保とちょうど新屋地内にかかります。中央付近に囲んだところの5筆が今回の申請場所となっております。

説明は以上です。

○議長(石山 章君) 質疑に入る前に、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、調査の報告を、議席番号4番、本間委員。

○4番(本間裕一君) 4番、本間です。ただいまの議案2号、1から3について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

去る12月10日午前9時に朝日支所会議室において、地区農業委員6名、最適化推進委員6名、事務局からは大西次長、伊藤主任、朝日支所の小池室長が出席しまして、初めに事務局より申請内容について資料に沿って説明を受けました。その後現場に移動しまして、\_\_\_\_、\_\_\_\_立会いの下、申請内容について確認を行いました。このたびの転用申請は、昨年11月、この定例会において許可した中新保地内の砂利採取案件と同じ転用事業者であります。既にその場所での事業が行われている中で特に農家等からの苦情もなく、今回の場所においても適正に進められていくものと判断しまして、朝日地区としては委員全員許可すべきものとの意見になりました。ご審議

よろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） 議案第2号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） しばらくしないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、18ページ御覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。

今月は使用貸借が5件、賃貸借の設定が117件、所有権移転の売買が5件、合わせて127件の案件となります。

初めに、使用貸借です。番号1番、貸人、菅沼\_\_番地、\_\_\_\_、借人、菅沼\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、菅沼字座禅沢\_\_番\_\_、現況地目、田、地積989平米ほか3筆、合計4,762平米、利用権等の種別、使用貸借の設定、期間は3年間、借賃は無償で、再設定となります。

5番までが使用貸借の案件となります。

続いて、6番から賃貸借権の設定でございます。番号6番、貸人、瀬波上町\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、借人、羽下ヶ淵\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、瀬波字鍛冶島\_\_番\_\_、現況地目、田、地積642平米ほか2筆、合計6,725平米、利用権等の種別、賃貸借権の設定、期間3年間、借賃、10アール当たり\_\_\_\_、借人は認定農業者、再設定になります。

以下、番号120番までが利用権の設定でございます。

続いて、所有権の移転案件です。48ページ御覧ください。48ページ、番号121番からになります。121番、譲渡人、坂町\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、佐々木\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、佐々木字上野\_\_番\_\_、現況地目、田、地積268平米ほか1筆、合わせて1,319平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買、対価\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円、譲受人は\_\_\_\_さんの構成員でございまして、このたび売買承認いただければ、この後\_\_\_\_に貸借を行うものでございます。

続きまして、番号122番、譲渡人、坂町\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、佐々木\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、佐々木字川端\_\_番\_\_、現況地目、田、地積629平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買、対価\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円。こちらも121番と同じく、譲受人は\_\_\_\_さんの構成員でございます。同じく売買ご承認いただければ、この後\_\_\_\_に貸借を行うものでございます。



続きまして、番号123番、譲渡人、三之町\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、譲受人、山屋\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、山屋字家ノ前\_\_番、現況地目、田、地積458平米ほか田2筆、畑1筆、計3,260平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買、対価\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円でございます。譲受人は認定農業者でございます。

続きまして、番号124番、譲渡人、宿田\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、宿田\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、宿田字御伊勢前\_\_番、現況地目、田、地積3,411平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買、対価\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円、譲受人の遠山健さんは、今月の認定農業者の審査会において新たに認定農業者に認定された方でございます。

続きまして、番号125番、譲渡人、山居町\_\_\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、譲受人、北中\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、北中字蕨平\_\_番\_\_、現況地目、田、地積454平米ほか1筆、合わせて992平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買、対価\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円、譲受人は認定農業者でございます。

126と127を飛ばして、ちょっと場所の説明を先にさせていただきます。51ページ御覧ください。51ページ、番号121番、太く囲ったところが該当の筆になります。

めくっていただいて、52ページ御覧ください。集落上、三角にちょっと太く囲ったところが今回の該当の筆になります。

右側、53ページ御覧ください。右下、集落下のほうに太く囲ったところが今回の該当の筆になります。

まためくっていただきまして、54ページ御覧ください。集落、ページ中央下、太く囲った場所が124番の案件の位置図になります。

さらに、右側、55ページ御覧ください。ページ中央左寄り、太く囲ったところが番号125番の案件の場所になります。

以上、説明終わります。

○議長（石山 章君） それでは最初に、議案第3号、番号2番、22番を審議いたしますので、議事に参与できない議席番号\_\_番、\_\_\_\_、退席をお願いします。

（\_\_番 \_\_\_\_君退席）

○議長（石山 章君） ただいま議席番号\_\_番、\_\_\_\_が退席いたしました。

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（ありませんの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案番号2番、22番は承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号2番、22番、承認することに決定いたしました。

（\_\_番 \_\_\_\_君着席）

○議長（石山 章君） 議席番号\_\_番、\_\_\_\_、番号2番、22番、承認することに決定いたしました。

それでは次に、議案番号5番、93番から100番までにつき審議いたします。議席番号\_\_番、\_\_\_\_、議席番号\_\_番、\_\_\_\_、議席番号\_\_番、\_\_\_\_、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

（\_\_番 \_\_\_\_君、\_\_番 \_\_\_\_君、\_\_番 \_\_\_\_君退席）

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（ありませんの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしの声がありますが、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号5番、93番から100番までにつき承認することに決定いたしました。

（\_\_番 \_\_\_\_君、\_\_番 \_\_\_\_君、\_\_番 \_\_\_\_君着席）

○議長（石山 章君） 議席番号\_\_番、\_\_\_\_、議席番号\_\_番、\_\_\_\_、議席番号\_\_番、\_\_\_\_、議案番号5番、93番から100番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号119番、120番につき審議いたしますので、議席番号\_\_番、\_\_\_\_、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

（\_\_番 \_\_\_\_君退席）

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号119番、120番につき承認することに決定いたしました。

（\_\_番 \_\_\_\_君着席）

○議長（石山 章君） 議席番号\_\_番、\_\_\_\_、119番、120番の議案につき承認することに決定いたしました。

それでは、ただいま議事に参与できない部分の承認案件を除き、番号1番から番号125番までにつき審議いたします。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にご意見がないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号1番から125番につき承認することに決定いたしま

した。

次に、同じく議案第3号、番号126番、127番につき、事務局から説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、50ページ御覧ください。先ほど121番、122番で売買のあった案件についての賃貸借の設定でございます。

番号126番、貸人、佐々木\_\_番地、\_\_\_\_、借人、佐々木\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、佐々木字上野\_\_番\_\_、現況地目、田、地積268平米ほか1筆、1,319平米、利用権等の種別、賃貸借権の設定、期間11年間、借賃、10アール当たり\_\_\_\_円、借人は認定農業者、新規の設定になります。

続きまして、番号127番、貸人、佐々木\_\_番地、\_\_\_\_、借人、佐々木\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、佐々木字川端\_\_番\_\_、現況地目、田、地積629平米、利用権等の種別、賃貸借権の設定、期間11年間、借賃、10アール当たり\_\_\_\_円、同じく借人は認定農業者で、新規設定になります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） ただいま説明いただいた案件につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） しばらくないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について、番号126番、127番、承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、56ページ、議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定についてです。今回は2件の案件です。

初めに、番号1番、申請人、新潟市西区五十嵐\_\_\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、肴町\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも畑、地積278平米、申請事由として、申請者は新潟市で生活しており、かつ高齢となり、管理が困難なため、当該地について区域設定を申請するものです。

次に、番号2番、申請人、村上市宿田\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、七湊字道印田\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも畑、地積102平米ほか1筆、合計2筆、合計面積381平米、申請事由として、申請者は実家を離れ、かつ耕作及び管理が困難になり、宅地と隣接する農地を一体として譲渡するため、当該地について区域設定を申請するものです。

次に、場所の説明をします。番号1番について、村上地区肴町地内、地図中央より左方向、JR羽越線が走っており、そのすぐ右に太く囲った場所が今回の申請場所です。

次に、番号2番、神林地区七湊地内、地図の中央付近に太く囲んだ2筆が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明した案件について現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番について報告をお願いいたします。

推進委員2番、近藤委員。

○推進委員2番（近藤和明君） 2番、近藤です。村上地区農地転用の現地確認の報告について説明いたします。

村上地区では、12月11日に農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。当日は、午前9時に農業委員4名、最適化推進委員3名、事務局から大西次長、伊藤主任が出席し、事務局から申請内容について説明を受け、このたび購入予定者である\_\_\_\_さんの立会いの下、確認を行いました。申請者は、新潟市で生活しており、かつ高齢となったため、耕作及び管理が困難なため、当該地については区域設定を申請するものです。申請地は、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権もしくはその他の使用及び収益を目的とする権利、農地中間管理権、農業経営基盤促進法に基づく利用権を含むが設定されておらず、また作業受託契約が設定されていない等の条件をクリアし、遊休農地の発生防止が図られる観点からも今回の申請については村上地区委員全員で妥当と判断しましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） 続きまして、番号2番について報告をお願いいたします。

推進委員11番、木村委員。

○推進委員11番（木村壽一君） 推進委員11番、木村です。議案第4号、2番について現地調査を行いましたので、ご報告申し上げます。

去る12月8日午前9時より神林支所において、農業委員3人、最適化推進委員3人、事務局から大西次長、伊藤主任さんが出席をし、事務局から申請内容の説明を受けました。その後現地に移動し、申請人であります\_\_\_\_\_さんの立会いの下、申請内容を確認いたしました。申請人は、平成29年に相続で今回の農地を取得しましたが、農家を離れ、耕作及び管理が困難なため、宅地と隣接する今回の農地を一体化とし譲渡するため、当該地に区域設定の申請をするものです。このたび設定区域を譲り受けようとする予定の方は県外から移住された方で、申請地は地上権、小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権もしくはその他の利用及び収益を目的とする権利等がなされておらず、また作業受託契約が設定されていないことで条件をクリアし、遊休農地の発生防止が図られる観点からも今回の申請については地区委員全員妥当と判断をいたしました。ご審議よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（石山 章君） それでは、議案第4号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。  
（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号、承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について、承認することに決定いたしました。

議案として、その他について、皆様方から。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） それでは、議事については以上といたします。

2時40分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時28分～午後2時42分

・協議、連絡事項ほか

時に午後4時03分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和2年12月24日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員

